年一元化法附則第六十条第五項の規定その効力を有するものとされた平成二化法第百一条の規定による改正前	地方公共団体の長であつた期間を十二る者又は附則別表第二の上欄に掲げる共団体の長であつた期間の年数が同表げる年数以上であるもの
退職給付	

を

改正前昭和六十年地共済改正法附則第十四条第一項		改正前昭和六十年地共済改正法附則第十四条第二項			改正前昭和六十年地共済改正法附則第十五条の見出し	改正前昭和六十年地共済改正法附則第十五条第一項		改正前昭和六十年地共済改正法附則第十五条第二項
前条第二項の規定の適用を受ける者（組合員期間等が二十五年未満であるとしたならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。）	その	前条第二項の規定の適用を受ける者（組合員期間等が二十五年未満であるとしたならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。）	その者に係る遺族共済年金	その者は新共済法退職共済年金の額を	退職共済年金	遺族共済年金	規定中「千分の五・四八一」とあるのは「同表の第二欄に掲げる割合に、	遺族共済年金
施行日前に年以上有する者で地方公の下欄に掲	これらの	施行日前に年以上有する者で地方公の下欄に掲	これらの者共済法によるもの	これらの者は新共済法職域加算額法による事由による職十九条にお	旧職域加算	旧職域加算	旧職域加算	旧職域加算

| | | | | | | | |